

## 一般競争入札の参加者の資格等（告示）

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び長崎県交通局契約事務規程（昭和 47 年交通局企業管理規程第 10 号）第 3 条の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和 7 年 8 月 21 日

長崎県交通局長 太田 彰幸

### 1 一般競争入札に付する事項 貸切営業所休憩室等改修工事

### 2 競争入札に参加することができない者

- （1）令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第 1 号の規定に該当しない者である。
- （2）令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、2 年を限度として交通局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- （3）競争参加資格確認申請書及び添付資料に故意に虚偽の事実を記載した者
- （4）営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- （5）原則として 1 年以上の営業実績を有しない者
- （6）この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- （7）この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

### 3 競争入札に参加する者に必要な資格及び審査

本業務の入札参加資格を有する者は、次の条件をすべて満たす者とする。

#### （1）建設業の許可に関する条件

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。）第 3 条の規定に基づく、[建築工事業](#)に係る建設業の許可を有すること。

#### （2）営業所の所在地に関する条件

長崎県内に主たる営業所を有すること。

#### （3）建設業法に基づく経営事項審査に関する条件

令和 7 年度長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づく入札参加資格者名簿（格付表）に登載され、申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、建設業法第 27 条の 23 の規定に基づく経営事項審査の有効期限が満了する者でないこと。

(4) 総合数値・格付等級に関する条件

入札参加資格者名簿（格付表）において、**建築工事業の格付区分がB等級以上かつ技術職員の数が1の者以上**であること

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 資格審査申請の時期

この告示の日から**令和7年9月4日**まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 競争入札参加資格審査申請書等の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、交通局のホームページ（長崎県交通局ホームページ：<https://www.keneibus.jp/>）から入手することもできる。

(3) 競争入札参加資格審査申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

| 提出書類  |                                                                  |
|-------|------------------------------------------------------------------|
| 申請書等  | 競争参加資格確認申請書（様式第2号その1）                                            |
|       | 誓約書                                                              |
|       | 印鑑届                                                              |
| 技術資料等 | 同種工事（ <u>改修工事又はプレハブ新築工事</u> ）の施工実績表（様式第3号（第7条関係））及びその実績を証するための資料 |
|       | 配置予定技術者等の資格及び工事経験表（様式第4号（第7条関係））及びその実績を証するための資料                  |
|       | 建築工事業に係る建設業の許可通知書又は許可証明書の写し                                      |
|       | 総合評定値通知書の写し                                                      |

(4) 競争入札参加資格審査申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1

（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）

（電話）095-822-5141 （FAX）095-822-2826

（長崎県交通局ホームページアドレス） <https://www.keneibus.jp>

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

## 6 資格の有効期間

この告示に基づき取得した入札参加資格については、当該告示に係る競争入札についてのみ有効とする。

## 7 資格の取り消し等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)、(2)又は(7)に該当するに至った場合には、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合には、当該資格を取り消し、又は2年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は2年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資者にその旨を通知する。

## 一般競争入札の実施（公告）

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 6 及び長崎県交通局契約事務規程（昭和 47 年交通局企業管理規程第 10 号）第 3 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 8 月 21 日

長崎県交通局長 太田 彰幸

### 1 競争入札に付する事項

- |            |                          |
|------------|--------------------------|
| (1) 工事名    | 貸切営業所休憩室等改修工事            |
| (2) 業務の仕様等 | 入札説明書で定めるとおり             |
| (3) 工事場所   | 長崎市田中町                   |
| (4) 工期     | 契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日まで |
| (5) 工事概要   | 貸切営業所休憩室等改修工事 一式         |
| (6) 支払条件   | 前払金、中間前金払又は部分払 有         |

### 2 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、工事費内訳書の工事価格と一致させること。工事価格は、工事費内訳書に記載された工種ごとに積算した直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の合計金額とすること。併せて、この算出の内訳となる工事費内訳書を別途で提出すること。
- (2) 落札の決定は、入札書に記載した総額によって行う。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札回数は 1 回限りとする。なお、入札不調の場合においても、随意契約による契約は締結しない。

### 3 入札参加資格

- (1) 令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第 1 号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、2 年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 一般競争入札の参加者の資格等の公告（令和 7 年 8 月 21 日付「貸切営業所休憩室等改修工事」に係る告示）に定める資格を得ていること。
- (4) この公告の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

#### 4 入札参加資格を得るための申請方法等

所定の申請書等に必要事項を記載のうえ、次の場所に提出すること。

- (1) 申請の時期 令和7年8月21日から令和7年9月4日まで（県の休日を除く。）
- (2) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先  
（住所）〒850-0043 長崎県長崎市八千代町3-1  
（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）  
（電話）095-822-5141

#### 5 質疑応答

##### (1) 質問方法

設計図書等に対する質問等をする場合は、質問者は事前に発注者に連絡のうえ、件名に「貸切営業所休憩室等改修工事」記載のうえ、下記アドレスに電子メールで送信してください。

（提出先）長崎県交通局 管理部総務課 総務班 [soumu@keneibus.jp](mailto:soumu@keneibus.jp)

（受付期限）令和7年8月29日（金）17時まで

##### (2) 回答方法

公式ホームページに掲載する。

（回答期限）令和7年9月4日（水）17時

#### 6 入札等担当部局

| 区分                         | 担当内容                                        | 担当部局              | 電話番号等                                | 住所                         |
|----------------------------|---------------------------------------------|-------------------|--------------------------------------|----------------------------|
| 入札・契約<br>担当<br>工事・技術<br>担当 | 提出書類、入札・契約に関する事項<br>設計図書の内容等<br>技術的要素に関する事項 | 長崎県交通局<br>総務課 総務班 | TEL 095-822-5141<br>FAX 095-822-2826 | 〒850-0043<br>長崎県長崎市八千代町3-1 |

#### 7 契約条項を示す場所

4の部局等とする。

#### 8 入札説明書の交付期間及び場所

（期間）この公告の日から令和7年9月4日（県の休日を除く。）までの間

（場所）4の部局とする。

#### 9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 10 入札書の提出場所及び受領期限等

(1) 提出先長崎県交通局管理部総務課（総務班）

(2) 受領期限 令和7年9月9日 17時（必着）

(3) 提出方法 郵便（書留郵便（一般書留、簡易書留）、特定記録郵便又はレターパックにより受領期限内必着のこと）で行う。

悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等、入札参加者に瑕疵のない特別な理由による郵便遅延が発生した場合、必要に応じて郵便遅延の理由を調査し、開札を延期することもある。

#### 11 入札書の開札日時及び場所

（場所）長崎県交通局 本局 3 階第 2 研修室

（日時）令和 7 年 9 月 1 0 日（水）14 時 00 分 開始

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に 6 の部局に確認すること。

- (1) 開札は、入札がなかった場合を除き、上記の期日及び場所で行います。
- (2) 入札者は開札に立ち会うことができます。なお、代理人が立ち会う場合は、本人の委任状を提出してください。
- (3) 開札に立ち会う入札者がいない場合は、当該入札事務に関係のない交通局の職員を立ち会わせるものとする。

#### 12 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

免除とする。

##### (2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、長崎県交通局契約事務規程（昭和 47 年交通局企業管理規程第 10 号）第 24 条の 2 各号に掲げる担保の提供、第 24 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する履行保証保険証券又は同条同項第 2 号に規定する工事履行保証証券の提出に代えることができる。

#### 13 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、(1)から(8)までに該当することによりその入札が無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が所定の日時までに到着しないとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し 2 以上の入札をしたとき。
- (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

#### 14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県交通局契約事務規程（昭和 47 年交通局企業管理規程第 10 号）第 7 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、最低制限価格は設定しない。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

#### 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、付属書 4 に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。